この規約は、令和3年6月14日から適用する。

この規約は、令和4年5月30日から適用する。

この規約は、令和4年7月20日から適用する。

(新) (旧) 近畿地区土地政策推進連携協議会規約 近畿地区土地政策推進連携協議会規約 第1条~第3条(略) 第1条~第3条(略) (構成員及び準構成員) (構成員及び準構成員) 第4条 本協議会の構成員は、別表1に掲げる行政機関及び別表2に掲げる協力団体のほか総会で加入を|第4条 本協議会の構成員は、別表1に掲げる行政機関及び別表2に掲げる協力団体のほか総会で加入を 認められたものにより構成する。 認められたものにより構成する。 2 準構成員は、別表3に掲げる市町村とする。 2 準構成員は、別表3の近畿地方整備局管轄区域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 3 近畿地方整備局管轄区域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)の市町村は、 和歌山県)の市町村とする。 事務局へ加入を届け出ることにより準構成員となることができる。 第5条(略) 第5条(略) (総会) (総会) 第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。 第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。 2 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。 2 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に総会への出席を求めることができる。 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に総会への出席を求めることができる。 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。 6 本規約の改正並びに構成員の加入又は脱会、<mark>準構成員の脱会、</mark>その他本協議会の会務に関する重要な事 | 6 本規約の改正並びに構成員及び準構成員の加入又は脱会、その他本協議会の会務に関する重要な事項 項については、総会において出席者の過半数をもって決定する。 については、総会において出席者の過半数をもって決定する。 第7条~第8条(略) 第7条~第8条(略) (事務局) (事務局) 第9条 本協議会の事務局は、近畿地方整備局用地部用地企画課に置く。 第9条 本協議会の事務局は、近畿地方整備局用地部用地企画課に置く。 2 事務局長は、近畿地方整備局用地部用地補償・土地調整管理官をもってこれに充てる。 2 事務局長は、近畿地方整備局用地部用地企画課長をもってこれに充てる。 3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。 3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。 第10条(略) 第10条(略) 附則 附則 この規約は、平成31年2月1日から適用する。 この規約は、平成31年2月1日から適用する。 この規約は、令和元年7月11日から適用する。 この規約は、令和元年7月11日から適用する。

この規約は、令和3年6月14日から適用する。

この規約は、令和4年5月30日から適用する。

この規約は、令和4年7月20日から適用する。

この規約は、令和5年3月22日から適用する。

この規約は、令和5年 月 日から適用する。

別表1~別表2(略)

別表3 市町村

福井県

大野市	勝山市	鯖江市	あわら市
坂井市	吉田郡永平寺町	今立郡池田町	丹生郡越前町
三方郡美浜町	大飯郡高浜町	大飯郡おおい町	三方上中郡若狭町

(以下、略)

この規約は、令和5年3月22日から適用する。

別表1~別表2 (略)

別表3 市町村

福井県

大野市	勝山市	鯖江市	あわら市
坂井市	吉田郡永平寺町	今立郡池田町	丹生郡越前町
三方郡美浜町	大飯郡高浜町	大飯郡おおい町	

(以下、略)